

砺波平野散村景観の現状と保全のあり方

A study on the present situation and problems for conservation on the landscape of
the sparse village in Tonami plain of Toyama prefecture

高橋光幸

TAKAHASHI Mitsuyuki

1. はじめに

人々の意識や価値観の変化、旅行スタイルや旅行ニーズの変化等により、地域の日常生活や文化、地域歩きを楽しむ観光者が増えている。たとえば、古い宿場をぶらりと訪れ、地域の人々と語り合い、地元の料理を楽しむ。次回には隣接する地域を訪れ、まち歩きを楽しむ。このような旅を繰り返しながら歴史街道を踏破する。物見遊山の観光とはまったく異なった観光行動といえる。

以上のような観光者の行動は、長い時間をかけて地域に蓄積されてきた歴史や文化、日常の暮らし方などが今後の重要な観光資源であることを示唆している。このことは、地域にある貴重な自然資源・人文資源・複合型資源を保全・利用することの重要性を示すとともに、これらの保全・利用は地域の観光の発展を左右する重要な意義があることを示すものである。

しかし、このような地域資源の多くは、地域の人々の意識やライフスタイル、地域社会や地域産業等の変化の中で、保全・利用してきた仕組みが機能低下することにより徐々に失われてきている。そのため、地域全体で従前の仕組みとは異なる新しい仕組みをつくり、貴重な地域資源の保全に取り組むことが求められている。

以上の状況の中で、本稿は、富山県西部地域に広がる砺波平野散村地域を対象に、散村景観の現状と保全の取り組みを調査・分析したうえで、地域の複合型資源である散村景観の保全のあり方を考察することを目的とする。

これまで、砺波市立砺波散村地域研究所をはじめ多くの研究者・研究機関によって砺波平野の散村に関する実態調査や住民の意識調査などが実施されてきた¹⁾。本稿では、これらの先行研究の成果を援用しつつ独自の現地調査などにより研究を行う。

2. 砺波平野散村の成立と変容

(1) 散村の成立

富山県の西部に広がる砺波平野は典型的な散居集落で、その風景は日本の稲作農村を代表する景観の一つといわれる。砺波平野では農家が一軒一軒離れて点在しており、農家が集まっている

集村に対し散村という。平均的な耕地面積は1ヘクタール程度であり、隣の農家との距離は100メートル程度が一般的である。広い敷地の周囲はカイニョといわれる屋敷林で囲まれている²⁾。

東大寺の正倉院に伝わる8世紀の東大寺開田地図の中に「孤立荘宅」とみられる表現があることから、砺波平野では8世紀には開拓が行われていたと考えられている。砺波平野は農家が点々と分布する「孤立荘宅」や三々五々と散在する「小村」からなる村落景観だったと考えられており、洪水被害の少ない扇側部や扇端部などの周辺部から開拓が進んだとみられている。開拓は次第に平野全体へ広がっていき、扇状地上では「マッド」といわれる表土の厚いところから開拓されていった。近世には加賀藩は「孤立荘宅」の状況を維持するような政策を採用した。このようにして砺波平野では典型的な散村が平野全体に展開するようになった³⁾。

カイニョといわれる屋敷林にはスギを主体にケヤキ、ハンノキ、カシ、ヒバ、サワラ、アカマツなどが植栽され、落ち葉や小枝は燃料に、成長した木は住宅を建築する際の材料に使われた。敷地の周りでは稲作農業が営まれ、稲ワラは縄、畳、ムシロ、米俵などに使われ、古くなったワラは煮炊きに使われた。残った灰は灰納屋といわれる小さな納屋に蓄えられ、田んぼのカリ肥料や田んぼの消雪用に使われた。環境に負荷を及ぼさない循環型の暮らしが展開されていた⁴⁾。

(2) 散村の変容

砺波平野では昭和30年代に入ると砺波市上水道拡張工事が始まり、住宅の台所の改善が進んだ。そして「座り流し」から立って炊事をする「高流し」へ変化した。この背景には、農業改良普及所の存在と農業改良普及員や生活改良普及員の指導があったといわれる⁵⁾。

1961年(昭和36年)に農業基本法が制定され、1962年には砺波市や福野町の4か所では場整備事業が開始された。ほ場整備により一区画が30~40アールの長方形の水田(100メートル×30~40メートル)となった⁶⁾。

ほ場整備による農地の大型化により農業の機械化が進み、余剰労働力が発生した。その結果農業の兼業化、すなわち農業以外の分野での就業が進み、経済的に余裕のある生活になっていった。また、農業の機械化によりコンバインによる刈取りや循環式の乾燥機導入が進み、大型作業場が必要となった。その結果、一つの建物の中で生活と農作業を行うという形式から付属の建物を建築して農作業を行うという形式に変化し、住生活と農作業の分離が進展した。さらに、生活の近代化や生活様式の変化により囲炉裏が消滅し、ワラとスンバ(杉葉)が不要となり、灰小屋も不要となった。⁷⁾

昭和40年代から50年代にかけて、経済的余裕を背景に家普請が進み、住宅改築ブームが起きた。大型住宅が出現し、茅葺き屋根から瓦葺き屋根へ変わり、サッシの雨戸が増加した。住宅が大型化した要因として、佐伯安一氏は経済的余裕とともに住宅に金をかけるという県民気質、冠婚葬祭に広い空間を必要とした、周りの水田が自分の所有地であるため拡張に制約がなかったことなどを指摘している。一方、ほ場整備が終了すると道路整備が進み、自家用車の所有が増えた。このような中で屋敷林の伐採が進む一方で新規植栽が減少し、防風林は不要、落ち葉や枝は邪魔者、掃除が面倒などという屋敷林に対するマイナス意識が増大していった⁸⁾。

1975年ごろになると、ほ場整備が終わった農村地帯へ大規模な住宅団地の建設が進んだ。さらに1985年ごろから農家の後継ぎ不足により水田を手放す農家が増加し、水田1枚で8~12軒ほど

の住宅ができる小規模住宅開発が進行した⁹⁾。

このように砺波平野では、ほ場整備の進展による農業の機械化と兼業農家の増大、所得の増大、住宅の大型化とアルミサッシの雨戸の増加、生活の近代化や生活様式の変化、大小住宅開発の進行などにより、生活の場と仕事の場の分離や散村景観の変容が進んでいった。

3. 砺波平野散村景観の現状と市民の意識

(1) 砺波平野散村景観の現状

砺波平野散村の重要な景観要素は屋敷林(カイニヨ)、伝統的家屋、水田である。これらの景観要素が調和を保って存在することにより美しい散村景観が維持されてきた。しかし現在、それぞれの景観要素にさまざまな問題が生じ、散村景観が変容している。この背景として、専業農業から兼業農業への変化、人々の暮らし方や働き方の変化、伝統的家屋に対する若い世代の意識の低下、少子高齢化や核家族化の進行、後継者の不足、住宅の機能や快適性の向上、屋敷林や伝統的家屋の維持管理の厳しさ、屋敷林維持管理技術の低下などがあげられる。

まず、屋敷林についてみてみよう。屋敷林は、防寒、防風、防災(水害など)、避暑、燃料、農業用材、建築・生活用材、食料生産(果実、シイタケなど)、生物生息、癒しなどの機能をもっている。しかし、屋敷林は生活上欠くことのできないものであるという存在から、なくてもよい存在に変わることにより、屋敷林は厄介なもの、邪魔者という評価になっていった。具体的には、隣家の日照をさえぎる、落葉が落ちる、落ち葉の処理が大変、隣家とのトラブルになる、樹木の枝打ちのための経済的負担が大きい、相続に伴う税負担が大変などをあげることができる。その結果、貴重な樹木の伐採、不自然な形態の剪定、新規植栽の中止が進んだ。

砺波地方の伝統的家屋であるアズマダチ民家は、江戸時代の金沢の武家屋敷「アズマダテ」が原型で、明治以降に金沢周辺の農村部に瓦屋根の切妻入りアズマダチとして広まり、その後加賀平野に波及し、さらに能登、砺波、氷見、射水方面に広がったといわれる。砺波地域の散村の農家は茅葺屋根で「クズヤ」と呼ばれる寄棟型の屋根であったが、明治20年代に瓦屋根のアズマダチ民家がみられるようになる。茅葺屋根から瓦屋根への改築は明治20年代から昭和30年頃まで各地で行われたといわれる¹⁰⁾。

アズマダチ民家の良い点としては、夏は涼しい、部屋が広い、隣を気にしなくてよいなどがあげられるが、不都合な点としては、冬は寒い、暮らし方に合わない、広くて維持費や掃除が大変、相続に伴う税負担が大変などがあげられる¹¹⁾。このため、伝統的家屋の空き家や新しい工法や建材による新築住宅が増加し散村景観の変容が進んでいる。

屋敷林や伝統的家屋と比べ水田の保全に関する議論は少ないが、水田は散村景観の根幹を成すものである。水を張った水田に映る集落景観、太陽を浴びて光る水面、雪に覆われた水田など、水田は散村景観の美しさを際立たせる。このような魅力は、稲作農業の継続が前提である。しかし、水田の畑作化、担い手の高齢化・後継者不足、相続に伴う税負担、小規模開発の進展などにより、水田を維持することが厳しい状況が生まれている。また、農業的土地利用の中に工場・倉庫・商業施設・駐車場などの都市的土地利用が行われ、散居景観の悪化が進んでいる。

(2) 市民の意識

年々減少する屋敷林について 1975 年頃から実態調査や住民意識調査が実施されるようになり¹²⁾、1983 年には砺波市立砺波散村地域研究所が設立された。同研究所は屋敷林や伝統的家屋などの実態調査や住民の意識調査を継続的に進め、屋敷林の保全に大きな役割を果たしてきた。同研究所が 2003 年 3 月に発表した「砺波散村に関する住民の意識調査結果」をもとに、屋敷林に対する市民の意識をみてみたい¹³⁾。

同調査では、砺波平野の砺波市、庄川町、福野町、福光町、城端町、小矢部市の 6 市町から各 1~2 の集落を選定し、調査対象 7 集落の町内会長（区長）を通じてアンケート調査を実施した。529 人から回答が寄せられ、20~39 歳が 16.1%、40~59 歳が 46.3%、60~79 歳が 33.1%であった。また回答者の 95.3%が散村居住者、4.7%が集村居住者というように、回答者のほとんどが散村居住者であった。調査結果から次のことが明らかになった。

回答者の 67.3% (356 人) の人は屋敷林があると答えているが、屋敷林のある人の 45.0%が最近 5 年に屋敷林が減少していると回答している。屋敷林を取り巻く厳しい状況の中で、屋敷林がある人は、家族で屋敷林を育てていきたい (77.4%) が、技術や労力が不足 (62.7%) し、経費がかさむ (51.4%) ことに困っており、できれば公的な援助 (51.3%) が欲しいと思っている。

砺波平野の屋敷林について、「屋敷林は砺波平野の散村景観の大切な「景観要素」である」と答えた人は 78.3%と高い。しかし、「砺波平野の屋敷林はなんとしても残すように努力することが必要」と答えた人は 58.6%に対し、「時代の流れであるから砺波平野の屋敷林は減少しても仕方がない」と答えた人は 50.9%というように、屋敷林の保全に対する居住者の意識が 2 極化している。散村への今後の居住意向については、散村居住者の 88.8%がこれからも散村に住みたいと思っているが、子や孫にも住まわせたいと思っている人は全体では 73.1%、年齢別では 20~39 歳の若い人は 61.8%と低い。

次に、砺波市教育委員会が実施したアンケート調査 (2007 年 9 月から 10 月にかけて実施) の結果をみてみたい¹⁴⁾。同調査は、砺波市在住の世帯主 2,000 人を対象に行ったものであり、1,028 人から回答 (回収率 51.4%) が寄せられた。回答者のうち 50 歳以上が 87.0%を占め、散村居住者が 61.3%であった。調査結果から次のことが明らかになった。

散村景観の現状に満足 (満足、やや満足) がわずか 14.5%なのに対し、不満 (不満、やや不満) が 48.8%と高い。個別に不満の割合をみると、「伝統的家屋の美しさ」は 62.1%と最も多く、次に「石垣や生け垣の美しさ」が 43.4%、「屋敷林の美しさ」が 42.8%となっている。

「散村景観を守り後世へ引き継ぐ必要がある」と考える人は 69.4%なのに対し、「消滅してもしかたがない」と考える人は 23.0%である。その理由として、「所有者の自由にすべき」(43.6%)、「膨大な負担が必要」(35.8%) が上位を占めている。

散村景観を保護するために必要なルールとして「建物周囲の緑化」が 68.5%と最も多く、次いで「農地など無秩序な開発の規制強化」が 64.7%となっている。伝統的家屋の維持のための支援策として「屋敷林の維持管理支援」42.7%、「税制優遇」37.6%、「耐震補強」36.4%となっており、維持修繕に関する費用負担の軽減を求める人が多い。

以上の 2 つの調査結果から次のようなことがわかる。砺波平野散村に住む中高年世帯主の多くは、地域の屋敷林が減少している状況の中でも家族で屋敷林を守っていきたいと考えているが、

技術や労力の不足、経費の負担などの理由から公的な援助を望んでいる。そして、屋敷林の保全に関しては、「なんとしても残す」と「減少しても仕方がない」に意見が分かれている。

また、中高年を中心とする市民の約半数は散村景観の現状に対し不満を持ち、散村景観を後世に引き継ぐべきと考えているが、保全することが困難な状況の中で2割強の人は散村景観が消滅してもやむを得ないと考えている。一方で、散村景観の保全のために土地利用規制や公的支援を望んでいる市民がきわめて多いことは注目に値する。

このように、7～8割の市民・散村居住者は散村景観が大切と考え、そのために公的なルール作りや支援が必要と考えているが、伝統的家屋や屋敷林の将来については、消滅しても仕方がないと考える人が、散村居住者で約5割、市民で約2割となっている。

4. 砺波平野散村景観保全の取り組み

(1) 行政の取り組み

砺波平野の市町村では、散村景観を保全するために2002年度(平成14年度)から散居景観保全事業がスタートした。同事業は自治会や常会などの単位で「散居景観を活かした地域づくり協定」を締結した地区に対し、枝打ちの費用、屋敷林の育成に要する費用、散居景観の保全・創造を目的とした研修会などの活動費用に対し補助金を交付するものである。

砺波市および南砺市2市の対象地区数(336)に対する締結地区数(212)の割合は63.1%(2010年3月31日現在)と低い。また、2002年度の事業件数42件・事業費7,296千円(1件当たり事業費174千円)が2004年度に157件・28,687千円(1件当たり事業費183千円)まで増加したが¹⁵⁾、その後減少傾向となり、2009年度の事業件数は59件・事業費は13,149千円(1件当たり事業費223千円)となった¹⁶⁾。

本事業の重要な意義にもかかわらず事業が伸びていないのは、補助金額や補助要件などに改善すべき点があることが考えられるが、居住者側の要因として、世帯主の代替わりによって若い世代が「散居景観を活かした地域づくり協定」に対して関心を示さなくなっていることなどが考えられる¹⁷⁾。

伝統的家屋の保全に関しては、砺波市で2002年度から住宅金融公庫融資制度がスタートした。これは、砺波市と住宅金融公庫が協定書を締結し、公庫の「歴史・文化継承住宅融資制度」を活用して伝統的家屋の新築やリフォームの工事費を融資対象とするものである。

しかし、一方では伝統的家屋の空き家の増加が重要な問題となり、砺波市、富山県建設業協会、砺波市建設業協会などから構成される「となみ散居村空き家利活用協議会」が結成され、2010年春から2011年2月まで空き家及び民泊意向調査、先進地視察、古民家における民泊需要全国調査、民泊モニターツアーの実施、広報活動、講習会の開催などが行われた。

また、2011年10月には砺波市景観フォーラム「散居村を住み継ぐ～やわやわと暮らそまいけ～」(主催は砺波市・砺波市教育委員会・(財)自治総合センター)が開催され、伝統的家屋での新しい住まい方が提案された。その際、新しい住まい方を推進するために『風土とともに生きる、古くて新しい暮らし方 砺波ライフスタイルブック』が発行された。しかし、フォーラムの参加者の大半が高齢者であることが示すように、若い世代の参加が少ないという状況である。

砺波市では、屋敷林の保全、伝統的家屋の保全および空き家の減少のための取り組みを行うと

同時に、散村景観の保全のために景観法などにもとづく重要文化的景観の選定を視野に入れた取り組みを行っている。2010年3月の『砺波市散村景観を考える市民懇話会提言書』では、「懇話会の目指すところは、散村地域に住む自らが近代化した生活を肯定しながらも、景観は公共のものであるという認識を深め、将来に向けて自然と調和した生活環境を守っていけるよう保全推進に係る実現可能な施策を提言しようとするものです」として、散居景観を保全するためにはある程度の規制も必要と考え、「散村景観保全のための規制誘導(案)」を提案している¹⁸⁾。

(2) 市民の取り組み

行政の取り組みとともに、市民も取り組みも積極的に行っている。1983年に砺波郷土資料館が開館し、同館に事務局を置く散村地域研究所が開設された際、企画展を手伝った有志が中心となって1986年10月に「砺波土蔵の会」を発足させた。2009年11月にNPO法人の認証を受け、旅行会社と協力して砺波散居村民泊ツアーや空き家調査などを積極的に行っている。

砺波土蔵の会は砺波市と共同で2011年11月に「空き家活用シンポジウム」を開催している。砺波土蔵の会の調査によると、2011年10月現在、砺波市内の空き家数は277軒、砺波市の全戸数の約2%となっている。空き家の利活用について回答した115軒のうち、現状のまま所有は46軒、売却希望は30軒、貸付希望は11軒、取り壊しは17軒、わからないは24軒となっている¹⁹⁾。このように、砺波市において伝統的家屋の空き家対策が重要な課題になっている。

1997年には砺波カイニュ倶楽部(会員数100名)が発足し、カイニョ見学会、カイニョの掃除、カイニョや散居村について勉強会、カイニョに関する情報交換を行っている。2010年10月には『2010全国屋敷林フォーラム in 砺波平野』を開催し、屋敷林の保全のために積極的な活動を行うなど重要な役割を果たしている。

5. 砺波平野散村景観保全のあり方

これまで見てきたように、砺波平野散村景観の変容が進む中で屋敷林保全の取り組みは十分に進まず、伝統的家屋の空き家は増えている。このような状況を変えて散村景観を保全するために新しい仕組みをつくることが求められている。

では、散村景観を保全することはどのような意義・重要性があるのでしょうか。砺波平野の散村景観は、長い歴史の中で形成されてきた地域を代表する地域資源であり、地域のシンボル・共有財産である。それは、地域発展の礎石である。同時に、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(文化財保護法第二条第1項第五号)」、すなわち全国的な価値を有する文化的資源でもある。この重要な散村景観を次世代へ継承することは現世代の責務である。

散村景観を保全するためには、第1に「創造的保全」という発想が大切である。砺波平野の散村は人々が暮らし経済活動を行っている地域である。地域は日々変化しており、その変化を前提に保全問題を考えることが大切である。それは、地域の変化を新しい散村の創造に向かって誘導していくこと、すなわち、散村の現状維持ではなく、新しい時代の質の高い散村を創造していくという考え方である。

散村景観の保全のためには屋敷林、伝統的家屋、水田を一体としてとらえて保全していくこと

が必要であるが、非農業的利用が進み土地利用が混在化してきた。このため第2に、屋敷林、伝統的家屋、水田だけでなく、非農業的施設・空間をも考慮した保全対策が重要である。

第3に、ゾーニングとゾーン別のきめ細かな対策が必要である。砺波平野の散村は広大で、散村景観の状況は多様である。工場、流通・商業施設が混在するなど土地利用も多様である。このため、散村景観の状態に応じたきめ細かい保全対策が必要で、屋敷林・伝統的家屋・水田・非農業的利用のそれぞれについて「保全基準」と「支援策」を設定することが必要である。

以上の考え方にもとづき、次のような方策が望まれる。まず、屋敷林保全の循環型地域システムの形成である。個人の敷地内で屋敷林や水田から発生する資源を循環利用することが困難になっていることから、地域全体で屋敷林を保全し、資源を循環させるという発想に転換することが必要である。行政と民間が連携して地域の中に資源を循環利用する事業主体をつくり、枝打ち・再資源化・活用を行うという方法である。

次に、伝統的家屋については、若い世代の感性やライフスタイルに合ったデザイン・建築材料・間取り等の新しい伝統的家屋の開発・提供およびモデル住宅の展示などが大切である。伝統的家屋の基準は緩やかにし、若い世代の理解と支持が得られるようにすることが必要である。さらに、行政、砺波土蔵の会、民間団体などが連携した空き家対策の推進も大切である。

水田は散村景観の重要な構成要素であることから、耕作放棄地が出ないように地域全体で水田の維持管理を行っていくことが必要である。工場や倉庫、商業施設などの非農業的土地利用に対しては、散村景観の保全のため、色・デザイン・高さ等に関する緩やかな規制を行うとともに、緑化協定の締結などを進めていくことが必要である。

以上の取り組みとともに、散村景観の素晴らしさ、保全の重要性を住民に訴え理解してもらうために、散村空間を活用した魅力的なイベントやフォーラムなどの実施も必要である²⁰⁾。

6. おわりに

本稿では、砺波市を中心に砺波平野散村景観の現状と散村景観に関する住民の意識、散村景観を保全するための行政および市民の取り組みについてみてきた。多くの市民・散村居住者は散村景観の保全が重要と考え、屋敷林を守り、伝統的家屋を維持するためには、公的なルール作りや公的な支援が必要と考えている。すなわち、これまで水田農業と密接な関係の中で形成されてきた散村景観の保全は、散村居住者を取り巻くさまざまな環境が変化する中で、従前のように家族単位で維持することが困難になっており、行政と地域の人々がそれぞれの役割を果たしながら協働していくという新たな取り組みが必要になっているのである。

このような認識にもとづき、散村景観保全のための新しい仕組みに関する考え方と方策について考察を行った。検討が不十分な点もあると思うが、地域全体で散村景観を保全していくための一つのたたき台として位置づけたい。今後、さらに散村景観保全のための取り組みや関係者・住民の意見等を把握・分析し、砺波平野散村景観保全に資する研究を進めていくことが課題である。

注

- 1) 砺波散村地域研究所が毎年発行している『砺波散村地域研究所紀要』などがあげられる。
- 2) 砺波市立砺波散村地域研究所『砺波平野の散村』2001年、8-9ページ。

- 3) 砺波市立砺波散村地域研究所、2001年、11-12ページ。
- 4) 砺波カイニョ倶楽部代表幹事の柏樹直樹氏の話。詳細は、高橋光幸「魅力ある観光地創出の発想と方法」総合観光学会編『観光まちづくりと地域資源活用』同文館出版、2010年、9-11ページを参照のこと。
- 5) 佐伯安一「暮らしの変容」砺波市50年史編纂委員会編『砺波市50年史』砺波市、2004年3月、501ページ。
- 6) 砺波市立砺波散村地域研究所、2001年、19-20ページ。
- 7) 佐伯安一、2004年3月、502-507ページ。
- 8) 7)と同じ。
- 9) 砺波市立砺波散村地域研究所、2001年、21ページ。
- 10) 砺波散村地域研究所・砺波郷土博物館「砺波市内のアズマダチ民家の調査(第1報)」砺波市立砺波散村地域研究所『砺波散村地域研究所紀要 第18号』2001年3月、34-35ページ。
- 11) 砺波市教育委員会『砺波市散村景観保全・活用調査報告書』2009年3月、104ページ。
- 12) 砺波郷土資料館編集、砺波散村地域研究所発行『砺波平野の屋敷林』2003年(3版)、7ページ。
- 13) 砺波散村地域研究所「砺波散村に関する住民の意識調査結果」『砺波散村地域研究所紀要第17号』2000年、27-40ページ。
- 14) 砺波市教育委員会、2009年3月、96-111ページ。
- 15) 2004年10月の台風12号によって砺波平野では2万本近い屋敷林が倒れた。このことが事業の増加になっていると考えられる。
- 16) となみ野田園空間博物館ホームページ>となみ野田園空間博物館の概要>散居景観保全事業(<http://www.city.tonami.toyama.jp/denku/gyosei/gyosei3.html>)
- 17) 屋敷林の枝打ち及び間伐に要する費用は「当該費用の2分の1又は15万円のいずれか低い方の額とする。なお、同一敷地についての補助は5年に1回を超えないものとする」という補助内容が、実際の費用とかい離している、1度補助を受けると5年間は補助を受けられないなど、利用者側のマイナス評価になっていると考えられる。
- 18) 『砺波市散村景観を考える市民懇話会提言書』2010年3月の「はじめに」および6ページ。
- 19) 砺波土蔵の会理事長の尾田武雄氏は、「空き家への入居は不動産会社を通じてというケースが多い。広さの割に価格が安いということが魅力である。しかし、入居者からは、地域の行事が多い、周りに子供がいない、若い人がいないので役が増えるといった意見が出されている」と話している。2011年10月10日に開催された砺波市景観フォーラム「散居村を住み継ぐ～やわやわと暮らそまいけ～」における配布資料および尾田氏の発言による。
- 20) ここで述べたことは、2010年10月23日に砺波市で開催された「2010 全国屋敷林フォーラム in 砺波平野」のパネルディスカッションにおいて、筆者がパネラーとして発言した内容を再整理したものである。パネラーとしての発言要旨については、砺波カイニョ倶楽部が編集・発行した同フォーラムの報告書(2011年7月1日)を参照のこと。